

## ○合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則

(昭和27年7月31日規則第143号)

### 〔沿革〕

平成14年12月26日規則第115号、22年3月24日第17号、3月31日第45号、29年3月31日第24号改正

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則を、次のように定める。

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税徴収事務委任規則

北海道税条例第6条の2の規定に基づき、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和27年北海道条例第45号）第3条及び第5条の規定による自動車税の種別割の徴収事務について知事の行うべき職務は、当該自動車の主たる定置場の所在地を所管する総合振興局、振興局又は札幌道税事務所の長に委任する。

一部改正〔平成22年規則17号・45号・29年24号〕

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月24日規則第17号抄）

〔北海道規則の整備に関する規則の附則〕

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（北海道消費生活協同組合資金貸付規則の廃止に伴う経過措置）

4～12 略

**附 則**（平成22年3月31日規則第45号抄）

〔機構改正に伴う関係規則の整備に関する規則の附則〕

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

4 略

**附 則**（平成29年3月31日規則第24号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（総務部財政局税務課）